

研究通信

No. 115
1979年4月刊
村落社会研究会
事務局

信州大学人文
学部社会学研究室
(松本市旭3-1-1)

[報告要旨]

町村制の構造

阿利莫二

阿利氏から先ず、報告は概説的な紹介にとどめ、内容的な検討はむしろ討論に期待したいとして、配布された資料に沿って大様次の
ような説明がおこなわれた。

一、戦前と戦後の町村制、その比較

① 日本の町村制は、戦前・戦後において、かなり変化して来た
が、戦前と現在との大雑把な相連点は、

- a 住民の権利が準確化し、完全普通選挙制となつた。公民・
住民という差別が無くなつた。
- b 議決機関（議会）と執行機関（町村長）の選出過程が二元
化された（議院内閣制的構造から大統領制的構造へ）。
- c 直接民主制の大幅な採用。
- d 行政委員会制の大幅な導入。
- e 町村内部の「区」の制度が、法文から消えた。

② 都道府県と国（中央という意味での国）との関係。

戦前は、郡制時代を除くと、内務大臣—知事—町村長という段
階的な監督構造を確立していたが、戦後は、都道府県と市町村は
たてまえのうえでは同格になり、監督権限が緩和され、ハイアラ

一キーは後退した（しかし、それが実質的に残っているところに、現在の地方自治の問題がある）。

③ 村落という観点から。

a 維新政府は成立当初、国内の行政体制確立に専念した。戸籍法によって戸長・副戸長制ができ、それが混在しながら大区・小区制に移行した。この過程では、中央集権的な維新政府の権力を末端に官僚的に下ろしてゆくという性格をもつていたが、これは革命的なムードに結びついたものだと思う（第何大区第何小区と背番号制にしたり、鹿児島などでは、第一大隊・第何小隊という軍事的な制度にまでなっている）。

その制度に対する、地方の反発を考慮して、三新法政策が展開する。これは、旧慣と妥協し、村落を新しい行政体制へ抱えこむものだ。それが整備されて明治地方制となるが、その制定が行なわれるなかで、町村合併が行なわれ、二重構造とか、行政村と村落の矛盾とかの問題が起きる。そして、明治四四年、市制町村制の全文改正で制度が整備される。

b 日本資本主義の発展のなかで、政治的・社会的変動が一斉に起ころうが、大正デモクラシー期における村落と行政との関連は重要と思う。この点について、資料は少ないが、地方の社会構造の変動を重視すべきだと思う（商品経済の浸透、商業資本の発達など）。村報の内容にもかなり進んだものもあつた。大正デモクラシーから昭和初めにかけて、大都市制度論など、今日われわれが問題としているようなことが、この

時期にはほとんど出つくしている。町村合併による大市町村主義、このうえに道州制をつくる。町村合併の後には、今日でいう「コミュニティ」を再構成するという思想。これが昭和

c 昭和恐慌—経済再生運動—選舉肃正運動のなかでの部落会の農村自治制改正要綱に流れ込む。

・町内会の制度化。地方制の改正。

部落会・町内会の整備は、明治末期から始まるが、京都のような都市の方から発生しているのは、都市では分解しやすいからだ。特に明確なのは東京市。大正末期～昭和初めにかけて、多様な基準ができる整備される。農村では、地方改良運動、經濟更生運動における農業団体の整備というかたちで部落会が起用されているが、昭和一〇年の選舉肃正運動で初めて、内務行政の觀点から、町村内部の集落組織の全国的な整備が決断される。内務省の示達ではうまくいかず、昭和一五年に、部落会町内会の整備訓令がでて、詳細な成文的指導が行なわれる。

d 昭和一八年の地方制改正は、戦時改正だが、戦後にあとをひき、行政面での中央集権的な体制が却つて強化された。

戦後、内務省廃止により、明治以来の中央集権的な地方自治制度は破壊されたが、明治末期、特に昭和恐慌期を境にして発展した、各省別あるいは各行政別の集権的な行政は、むしろ強化された。これは日本の中央集権を考えるうえで重要な事だ。昭和になつてからは、中央集権的な行政構造は二重構造—内務省系統と各省の割拠的系統—を以て展開した。内務省と違つた

かたちの集権という意味あいで、最も内務省に対抗的な政治的地位をもつたのが農商務省・農林省だったが、最近この両者間の融和が進行しているかのようだ。（MSA協定の頃からか？）

e 戦後、新制度ができたが、朝鮮動乱を契機として大きく転換していく。

あまりいわれていない点を一つだけあげると、ひとつは、昭和二四年の、府県民事部の廃止。軍政部による間接統治が廃止

されるが、単独講和の為の重要なステップとして評価される変化だった。もうひとつは町村合併。明治時代の町村合併も、戦

後のそれも、村落を考える場合に無視できない。重要なことは、町村合併が展開するなかで、自治省が事実上の指導をして、自治会・町会・部落会の活用を促進したこと。準則を出したり、昭和三〇年には、史上最大の調査をしている。戦後、都市・農村を通じて、町内会・部落会はたてまえとしては廃止される。

温存されたとしても、町村の積極的な対応関係で存続していたかというと疑問である。町村側の動きとしては、昭和二六年の地方選挙で全国化する。パブリックなたちで整備が展開するのが町村合併だ。

昭和二七年の改正は、逆コース的な要素を含み、また内務行政の念願していた方向が積み重ねられるというふたつの側面があつた。昭和二年の改正は、それがさらに進められ、町村の立場が戦前の方に向かひきもどされた。戦前とのもうひとつ大きな違いは、市制・町村制・府県制が地方自治法に一本

化され、かわりに、地方財政法・地方公務員法・地方税法といふかたちに分解されたことである。

高度成長のなかで起きた問題としては、広域市町村圏の問題が大きい。予想以上に全国に整備されている。大正から昭和にかけて議論された大市町村主義・道州制論という考え方、ユニティー作りということがモダナイズされた形で展開される過程にあると理解できる。

二、現在の町村の組織と仕事

① 戦前もそういう傾向はあったが、戦後は特に、町村によって組織が変化してきている。町村の規模や地域特性により、課の名称や数もかなり変化している。その意味では自治の強化かもしれない。労働課は地域によってかなり特性があるが、長野県を中心として、勤労協というものがかなり動いており、住民自治体論として興味ある問題をだしている。地域集落を住民自治体として民主的に再興し、それを勤労者が握って町村政の民主化を図る。そのための町村の機関として、労政係などを置くということもある。

② 市町村が権限を有する仕事は、国との関係でかなり制限されている。最近広島県で見られるような、県が市町村に権限を下ろすような動きのは是非はまだわからない。市町村の事務は、法律上、固有事務・（団体）委任事務・行政事務の三つだが、問題になるのは機関委任事務である。それは、市町村長・市町村

の吏員が、国の委任を受け、國の官吏としての権限において行動することだが、拒否すれば裁判を経て罷免の制裁を受ける。

これはプロシアの制度どころか、戸長制以来の考え方で、戸長

は国の代官・人民の代表という二つの性格を持っている。知事

・市町村長以外の機関に直接機関委任することもある。この場

合もその機関は國の機関となる。但し罷免制度はない。また、

知事は、町村長に対しては執行委任をし、町村の吏員に対しては執行を補助させる（補助執行）。戦前は、町村長が区長に対して仕事の委任ができた。戦後、たてまえは変わったが、運用のメカニズムはかなり残っている。

③ 現在、町村で問題になっている行政内容。

最近の農村においては、都市化の進行によって農政以外への関心が強まっている（とくに福祉・教育関係などへの関心）。

昭和三〇年頃までは、農林補助金の八〇パーセントくらいまでは都道府県経由で、あとは農業団体を通じて流れていたが、四〇年頃から、農政関係での市町村の事業が増え、市町村を経由する補助金が増えた。そして、市町村の単独事業が増えた。

最近、自治省から「地方自治の動向」が出たが、このなかで、政策的な関心動向について詳しくふれられている。

現在、各町村の施策上の課題としてとりあげられているものから、おもなものをかいづまんで挙げると次のようなものであろう。行財政運営の健全化（補助金の整備統合、手数料・使用料の有

料化・引き上げ、事務の共同化、民間委託。）

。コミュニティの育成（青少年の健全育成、老人福祉、コミュニティー施設の整備、学校施設の開放、町内会・ボランティア団体等の育成。現在のコミュニティづくりは、各都道府県で町村を指導しているが、大体の基盤は現在の部落会・町内会を中心となっているというのが一般的評価。）

。社会福祉（老人問題、障害児（者）問題、保育所の整備、町村で取り上げられているのが非常に多い。）

。保健医療

。生活環境の整備（廃棄物処理、上下水道等。）

。環境保全（畜産公害、ビニール公害等。）

。産業の振興（請負・共同化・機械化等、土づくり運動、農業と観光の結合、企業誘致。）

。教育・文化・スポーツ

。後継者づくり

地域開発を規制・促進する根拠法は沢山あり、その競合・矛盾する法律のなかで、町村は地域振興に苦労している。最近は、集落社会においても役職の分化が進んだが、それでも人手に苦しんでいると思う。行政との関係において、村落の問題は難しいので、結論は出していないが、部落会・町内会の問題を考える場合、行政からの働きかけを無視して考えるのは無理なのではないか、特に第一次大戦以降の段階においてはそうなのではないかと思う。

（以上は、阿利氏の報告の要旨を、中央大学大学院和智博雄が要

約したもので、一応阿利氏に目を通していくだけです。村研宿題委員会。)

〔討論要旨〕

中央大学大学院 大久保 武

報告のなかで、阿利氏は主要な論点として次のような問題をとりあげた。「現実には戦前の構造が多く残っているところに『地方自治』の問題がある」として、とくに日本資本主義の発展のなかで、〔一〕、大正デモクラシー期における「村落と行政の関係」すなわち、この時期には村落にもかなり商品化が進行し、漁業などでも資本主義化が部分的に展開してくるが、そのころの町村の動向をみると、デカルな動きがでてきていて、今日我々が問題にしている地方自治論をめぐる論議（例えば、大都市制度論、道州制論、町村合併大市町村主義など）がだされていること。戦後においては、この考え方が「広域市町村圏」の問題として、それに対応したかたちで「コミュニティづくり」が展開するのみられる。〔二〕、「部落会・町内会」法制化論（昭和恐慌—経済更生運動・選挙肅正運動期）、この問題は戦時段階にできたというよりすでに明治末期から始まっており、都市（京都）から発生、農村では農業団体の起用が進められる（内務行政の観点からの集落組織の行政的構成）。〔三〕、「地方制」の改正（昭和一八年）は、戦後に歪曲されたかたちで展開し、内務省廃止後も、明治末期・昭和恐慌を境に発展した各省別・行政別の集権

的行政（もつとも対抗的なかたちでは、内務省系統の中央集権的支配と農林省・農商務省系統の中央—地方支配組織）がむしろ強化された（中央集権的な二重構造）。その意味での農政と自治政との角逐・確執の問題、官僚機構と末端における部落に接合するメカニズム—補助金行政の問題。

討論は、これらの問題を敷衍したかたちで、大要次ののような内容で進められた。

一、「コミニティづくり」・、定住圏、構想と「町内会」法制化について

戦後、高度成長と合理化の過程で、町村合併により「広域市町村圏」が全国的に整備されているが、戦前論議されてきた考え方方がモダナイズされて展開されてくるのが「コミュニティづくり」であり、最近では、定住圏、構想ということになる。まず、安原會貢から、今日の「コミュニティ」は「町内会・部落会」が主であるという評価があるが、「法制上の単位」として設定されるような動きが、学区単位であるのか、またその位置づけと評価如何、現在の町村制度で、定住圏、構想をおし進めるとすれば、現行の行政システムをかえなければならないのではないか、との指摘があつた。これに対して、阿利氏はフォーマルなかたちでは、学区単位（小学校区）の枠が中心であり、基底的な単位集団が「部落会」である。また、定住圏の問題に関しては、模索の段階であり、一部にはヘ地元主義なり「局地市場圏」（大塚久雄）の立場か

ら提起がなされているが、理論的には、まだ総合的に構成されていとはいえない。「定住性」をささえるものとしては、「土地と住宅」が極めて重要であると思うが、政策として、これが欠落している。したがって、現行の「地方制度」の枠のなかで議論するのは早計であろう、との見解を示した。これに関連して、高橋（明善）会員から「・定住区単位。（小学校区段階）に対応する行政主体が現在のところに存在しないが、その段階で行政単位を作る動きはないのか、反対に広域合併した町村では都市行政のなかに吸収・分断されて対応ができないという行政側（自治省）の反省は自覚されていないか」という意見が出された。阿利氏は、「広域市町村圏」の必要性はないと判断しており、自治省自身現在のところ行政主体として考えていないし、「広域市町村圏」に関する反省はないとした（「コミュニティ」としては、「ボンド（地方債）」として特例的に一つの組織体として公認）。ただ、下からの動きとして、市議会・議長会の「町内会」法制（人）化論は、戦前と同じ形態で明確な提言として改革案が出されており、町村関係者（「部落会・町内会」の役職者）からの要求は強い。そこで問題となるのは「財産処理」（コミュニティ・センター、公民館等の所有名義・財産登録の問題）である。法制上難しい点が多いが、関係者を呼びかけは強いと説明がなされた。岩本会員からは、農村調査を事例に、地域農政との関連で「集落営農団地」と、定住圈・構想との制度的・実質的なつながりを町村レベルでいかに考えるか」といった問題の提起もなされた。

二、「戦前・戦後」のとらえ方と自治省・農林省確執の問題

阿利氏は、現在の「町村制」を戦前との比較において、五つの

「阿利氏は 現在の『町村制』を戦前の比較において、五つの相違点を挙げ、戦前論議されてきたことが今日具体的におこなわれだしてきていることを論点として指摘したが、島崎会員から、『地方自治』なり『農村自治』を考える場合、経済学の分野で以前からおこなわれてきた、断絶か、継承か、といった問題をどう考えたらいいか、基礎的に「地主制」有無の問題があり、地方行政も戦前は内務省・戦後は自治省であるから、基本的には違うと理解した方がいいのではないか、との根本的な前提が問われた。この点、「体制が全く違うのであるから、基本的には、断絶」であり、それを無視して、戦後の「地方自治」は議論できない」というのが阿利氏の見解であった。ただ、メカニズムの形態として、戦前の要素が残された最大の理由として「地方官官制」の問題を指摘し、日本の「地方制」を実質的に運営していたのは「地方官官制」であって、占領軍による戦後改革の不徹底から、現在に至るまで慣習・規則とし潜在的に継続している側面を補足した。

その意味で、戦前・戦後を通じての官僚機構（制度）の内実そのものの解説が問題とされるが、また、高山会員からは、中央と地方との結びつき方・制度化（例えば、内務省系統と各行政別系統の中央と地方との重層的な連絡会議および「地方六団体」の存在）の段階的変化をいかに考えたらよいのか、とくに、その具体的なメカニズムを昭和恐慌期（国家独占段階移行期）の補助金行政

■ 独占段階の政策「大内力」に典型として求めていくべきか、それより以前の明治法体制の完成・整備期に具体的運用のなかで制度化が始まったところべきか、という論点がだされた。これについて、戦前の段階的変化（事務系統別の組織化についての）に関しては、記録・資料等の関係上、その分野の研究が遅れているが、「機関委任事務と補助金行政の発達」と平行しているのではない。また、内務行政とは別の「農業団体の行政的役割」が大止・昭和とりわけ戦時段階で始まつたのではないかとの阿利氏の示唆があった。討論は、さらに戦前、内務省以来の伝統的な自治省と農林省（農商務省）の確執の問題が論議されたが、この関係が継続されながらも、最近では両者の融和が進行しているとの報告に対して、その意を問う質疑がだされた。

三、補助金の整理・統合について

官僚機構と末端の部落に接合する論理として、補助金による中央の地方支配、行政と、団体による「中間取得」のメカニズムが問題とされる。この点「行政運営の健全化（自治省）」といふことで、安原会員から、阿利氏に、補助金の整理・統合の問題、の補足説明が求められた。大意は次のようにある。

自治省による一方的指導ではなくし、自治体自身が自治体改革

として、その問題を財政運営の合理化の一環として展開している（全行政事務の点検運動まで発展させたのは町田市）。その内容として問題となるのは、中央・地方を通じて組織されている行政

関係・団体（例えば、納税貯蓄組合、農業団体、「部落会・町内会」の連合会、社会福祉協議会等）への補助金である。このなかで、納税貯蓄組合を例にとると、都市部などでは銀行等により組合として機能しないところもある。そうした、団体への補助金が多く、結局のところ投票の獲得組織と結びつく。「革新」自治体といえども例外ではなく、「町内会・自治会」への補助金を完全にたち切つたところはみられない。したがって、政治的なバラまき的な補助金が非常に多く、その総額は平均町村の一般会計の二～三倍とみられる。

「補助金等の整理」に関するいえば、「答申」がでた後の補助金の整理をいかに実行したか、との事後チェックは、大半は実行されず、別のかたちで補助金は残えている。なお、町村の会計の仕組上、予算書等で解説していくのが技術上難しく、内容的には「議会に対する予算の説明書」等を利用して多少とも理解できる。市町村自身による点検活動の結果、補助金問題はクローズ・アップされてきておりが、都道府県からの補助金はさらに莫大な額にのぼる。都道府県での点検活動では、東京都・新潟県・香川県でおこなわれたが公表されていない。また、中央官庁から、団体、に対して、通達、がだされ、事实上補助金が強制されている場合もある。

したがって、行政関係・団体、というもの実態を国・都道府県・市町村の各レベルでどうぞ、整理するならばかなりの経費節減と行政合理化になろう（中央から地方への出向人事、いはゆる

地方自治体への「天下り」の問題）。それゆえ、いかに町村・自治体の行・財政が国の政治・行政の支配のメカニズムと接合しているか、それをいかにたち切るか、が問題とされている。

以上が阿利氏の説明であるが、別言すれば、系列化された縦割り行政のなかで「地方自治」と無数の外郭団体が寄生する地方政府そのものを問題としなければならない、といえよう。

四、「自治」および「地方自治」の概念について

「農村自治」という共通課題を検討するにあたって、戦後は新たに「地方自治制度」がつくられ、そのなかでも「地方自治の本旨」とは何か、という議論があるが、戦前では「地方自治」というよりむしろ「地方行政」の支配のメカニズム、と考えられる。それゆえ、「自治」の実質というのは「近代的自治」からすれば、存在しないだろう。

その意味で、安原会員から部落における「自治」というのは、ムラの名望家的・地主的利害調整がおこなわれるような概念であったのか、そこでの「自治」を問うとすれば、藩制村以来のムラの「自治」なのか、という論議があるとして「自治」の理解についての質疑がだされた。この点、阿利氏は「地方自治」とは何か、と問うことは行政学でも非常に難しいとし、歴史的な確立過程を考えれば、イギリスでは「都市团体法」（一八三五年）を画期にとるが、それまでの「地方自治」というのは、*an sich* な「地方自治であって、「地方自治」という概念が確立するためには中

央集権との対抗メカニズムのなかで成立したものである。行政国家の展開のなかで中央集権化が進行し、それに対する地方利益の政治的・経済的擁護が基本であり、この段階では地方の名望家が、ドル・クラスを掌握する過程であった（第一次大戦前後の過程では、勤労者が市民として地方の政治的担い手になるという Webb 的思想）。それゆえ、歴史的に *für sich* な「地方自治」というのは一九世紀中葉のイデオロギーではないか、と。この点島崎会員は、元來の「地方自治」の母体であった小ブルジョアとその後の歴史的な連いを示唆し、「共同体」がこわれてゆく小ブルジョア段階での階級分解が進行するその過程での *an sich* と *für sich* の関係が問題であるとし、共同体的規制の強固に残った日本村落への直接的な比較というのは難しい、と指摘した。その場合、イギリスにおいて「都市团体法」をマルクマールとするのは、あくまで「近代的地方自治」なのであって、日本の場合・自治・一般論を非歴史的に議論するのではなく、「近代的地方自治」確立のポイントがどこなのかは慎重な議論を要する、と補足した。

討論は以上のほかに、「執行委任」の場合の財政的裏づけ、住民対応としての長野県の「勤労協」運動等が論議されたことをつぶさえておく。

最後に、討論の印象を述べれば、今回の討論では「農村自治」を検討する場合、官僚機構と末端における村落（および「町内会・部落会」を含めて）との接合のメカニズムとしての補助金行政の問題、各種事務系統別の中央一地方支配組織が論議の過程でよ

り明確にされたと思われる。がしかし、それと同時に、基本的には戦後改革による大きな変革をもたらし、戦前・戦後を通じての官僚機構の内実そのもののメカニズムが歴史的にのように運用されてしまったのか、そこへたが議論しあわせなかつた感があり、今後もふと疑ふる必要があつた。

国際農村社会研究会 ハーベス

II 価値論

II 価値論会議（金沢大学）より次の案文があつた。

国際農村社会研究会 (International Rural Sociology Association, I.R.S.A.) は催の第五回世界農村社会研究会議 (The Fifth World Congress for Rural Sociology) が、一九八〇年に、メキシコ (Mexico) のドゥラードで開催された。昨年山梨で行われた第十六回大会の折に報告したが、その趣、やむと議論の内容が次がわかったので、お知らせいたしました。

会議は、一九八〇年四月七日から三月廿五日、メキシコのメキシコシティ (Mexico City, Mexico) で開催された。これが二回目であった。

会議の共通課題が、「農業問題」小委員会及び発展」 (Agrarian Problems, Peasants, and Development) である。主な開催場所は、

国際農村社会研究会 (Latin American Rural Socio-

logical Association, ALASRU) も、世界中から、農村社会学者、社会科学者及び他の他の関連諸科学の専門家が参加するといふことを希望しておられる。

(I) ペーパー・セッション (Paper Sessions)。これは、個人的に提出された論文を、発表し、討議する論文部会です。

(II) ワーク・ショップ (Work Shops)。これは、共通課題のテーマの便面にてらし、予め依頼した基調報告者に報告してから、やねを中心と討議を進めていく研究集会です。

(III) ラウンド・テーブル (Round Tables)。これは、農村発展に関する実際的な問題を討議する円卓会議です。

以上ですが、プログラム委員会は、現在、以下のとおり (I) ペーパー・セッションに提出される論文の提出を呼びかけています。関心をお持ちの方は、いつの誰領域のつか、いつおこなは開催のおも論文を御覧ください。

Area A-Agrarian Problems and Development

B-Political Dimension of Rural Development

C-Technological Change in Rural Development

D-Demographic Aspects of Rural Development

E-Planning and Action in Rural Development Programs

F-Employment and Provision of Services in Rural Areas

G-Environment, Quality of Life and Natural Resources

H-Poverty and Stratification in Rural Areas

I - Family, Women and Rural Youth

J - Institutional Structures and Change

提唱された論文を題立つて、集団や総合の数を述べておられる。また詞次的領域一例として、rural women in development, the provision of health services, rural-urban migration など一々述べて集会が設けられる可能性がある。その想、トログラム表面で提出された論文に基づいて、全般にわたって調整を行なまつた。今議の公用語は、スペイン語、英語、及びフランス語とするところになりあつた。

論文を提出された方は、右のやうにわかれの論葉だ、ふむかへ、「一演のトログラム」を提出し、「一九七九年一〇月二十一日 もと」で、この発表のとんとくが終らなかつた。

Jose Pastore

Chairman, Program Committee
The 5th World Congress for Rural Sociology
University of Sao Paulo C.P. 11498, Sao Paulo Brazil
本年、本議のやうに他の分野の討論に關する情報は、(もと)宛名のみで郵便封筒に記入。

Rodolfo Stavenhagen
Chairman, Local Arrangements Committee
The 5th World Congress for Rural Sociology
El Colegio de Mexico
Caminio al Adjusco No. 20

Apdo. 20 671
Mexico 20, D. F.

本議では、日本からの論文の提出・発表は、三名、四編(1)鈴木一編、岐谷川昭彦、(2)谷鉄夫、名一編)にしか過少なせんでした。今度は、もう少し沢山の方々が提出し、発表されることを期待します。

会員動向

〔新入会員〕

佐々木 明 信州大学人文学部
390 松本市蟻ヶ崎六一一一四一四

会員宿命一一二〇三

〔住所・所属団体〕

大川 健 譲 990 福井市小田町五十一丁目一九一三九
(電) 0300 (32) 17334
矢木 明 夫 980 仙台市一番町一丁目一之一
「アソシテーション・福井」 一〇〇一四
米村 昭一 北海道大学文理学部
060 札幌市北区七条西九一四
中央第一公務員宿舎一一五〇三

次の会員の住所が不明です。御存じの方は事務局まで御連絡ください。
ご承知ある方にお願いします。

松村直道、大淵秀雄、田中幹雄、森村 勝、井上文雄。

◎研究動向執筆のための御協力を重ねて会員各位にお願い致します。

別刷その他、目録などを執筆者に御送り下さいますようお願い致します。

◎次回大会の御世話をしていただく布施、白樺、酒井の三会員から次のようなお便りがありました。

開催日 一〇月一日(月)～二日(火)

一〇月三日 十勝農村地帶見学会

会場 北海道十勝管内上士幌町塘平温泉 旅館「琴月」

一三〇名ほどの宿泊可能で一〇〇名をこえる場合は貸切にできる。

九月三〇日より宿泊可能とし、一〇月二日夜は見学会参加者が宿泊できるようにする。なお、詳細については、先方と熟談の上、後日連絡して下さることです。九月下旬から一〇月上旬の十勝は、大いに期待してよろしいかと存じます。

(研究通信記事・正誤表)

○研究通信一一四号

二頁上段六行 討論の主要問題

正

誤 討論の主要問題

二頁上段六行 討論の主要問題

同 一八行 枠組形成が

一三頁 九行 阿利莫二

阿里莫二

(蓮見)

編集委員会より訂正とおわび

編集事務局の不手際によって、次号第一五集年報の研究動向には、史学・経済史学、経済学、社会学の三部門しかお願ひすることができます。予定しておりました法学・法社会学については次集にくりべさせていただきます。また、前号の研究通信で、法学の動向執筆者に利谷信義氏をお願いしたようにお知らせしましたが、これは編集事務局の連絡ミスによるものです。会員諸氏および利谷氏に大変御迷惑をおかけしたこととおわびいたします。

なお、研究動向を執筆していただく参考資料として五三年一月から一二月までに会員諸氏が発表された著書・論文などを各担当執筆者に御連絡いただきたいと存じます。紀要など手に入りにくいもの場合には別刷を送っていただけると幸です。担当者は次の方々です。

史学・経済史学 157 東京都世田ヶ谷区祖師ヶ谷一一二一一二

大島 真理夫

経済学 250 小田原市飯田岡一九五

大須 真治

社会学 187 小平市学園西町一一一九一一四〇三

松田 苑子

国際農村社会学会の 加入勧誘について

ので、多数入会されるようお願いします。入会希望者は、名前、連絡先に会費をそえて、

Thomas R. Ford

国際農村社会学会 (International Rural Sociology Association)

Secretary, The International Rural Sociology Association
Centre for Developmental Change

University of Kentucky

Lexington, Kentucky

U. S. A. 40506.

宛て送付して下さい。

会の案内のリハンドル、大会の発表募集を複写して同封して下さい。

(薄見)

お認め立われ、活動してゐるところでは、国学会の二回目
雄理事かふむ、しづしづ情報提出されたり、御存知のいふ間に
ます。この学会は、アメリカを中心に活動してゐる農村社会学会
ヨーロッパ農村社会学会、ハーバード大学農村社会学会が主体にな
て組織されており、これら二つの学会のメンバーは同時に国際学
会のメンバーにもなるという形をとっていますが、これらの学会に
組織されていないが農村社会学に関心をもつてゐる人ひとの個人加
盟を拡大してゆきたいと努力しています。このためにメンバー会員
プログラムとして会員獲得の機構を設け、主にアジアやオースト
ラリアなど三つの駐在学会のかばーしていなし諸國から九人の委員
を配置しておむ。私も一回理事に依頼されてその一人に加わって
いるのですが、これがやのところ個人加盟会員はいく僅かで、今
ツテの活動はほとんど成果をあげていなじようです。これでは既
存三学会の連合体にもおもひてしまふ、国際学会を設立した意味も
半減するど、このほむ会員勧誘のリフレットが私のところへ送られ
ておもした。明年一九八〇年八月に第五回大会をメキシコで開くの
を機会に個人加盟会員の拡大をはかりたいといふことですが、年間
会費僅かに一ドル（村研会費の何と一五分の一）とごうじます